6月定例会 委員会報告

各委員会で議論となったものを委員長がまとめたものです。

総務文教委員会

委員長　田中親彦

委員会は条例制定1件、補正予算1件および意見書案1件について審査をした。

筑後市農業委員会の定数削減は行政改革の推進などに伴うもので、選任による委員の議会推薦の委員4人を1人にする条例制定。

削減に当たっては選挙による委員と選任による委員とがある。執行部の行政改革からではなく、独立機関である農業委員会が優先に削減検討すべきことではないかとの意見があった。

執行部より従来行革で市議会議員定数と同時期に改定している。公選よりの委員削減は現状では好ましくないとの説明があった。

農業委員会委員による現地事前調査

補正予算1億2,671万1,000円の歳入は、主に分担金、県補助金などで充て、歳出第2款総務費5,364万3,000円は、馬間田と蔵数公民館建て替えに伴うコミュニティ無線の移設に伴う管理費。並びに平成19年度における所得税から住民税への税源移譲に伴う過納となっている市県民税2,584人分の還付に充てる徴税費である。

教育予算の確保と充実を求める意見書は、昨年9月議会に提出同意された意見書と同文だ。それでよいのか、との意見も出た。

審査の結果3議案とも全員賛成にて原案可決した。

厚生委員会

委員長　貝田義博

委員会では条例改正4件、補正予算1件を審査し、全議案とも全員にて可決した。

心配ごと相談事業への補助金廃止は、事業への県の補助廃止に伴うもの。現在、地域包括支援センターにて総合相談事業を実施し、高齢者の相談に応じている。

乳幼児、母子家庭等、重度心身障害者の各医療を改正する条例は、県の医療費支給制度の改定に伴い条例改正するもの。

乳幼児医療は、通院の支給対象を3歳未満から就学前まで引き上げる一方、新たに対象者に所得制限を導入する。所得制限内容は、年額860万円、対象者は30人程度と見込む。

母子家庭等の医療改正は、支給対象を父子にも拡大し、年齢も義務教育就学から18歳までとする。他方、寡婦を対象外とするが、2年間の段階的軽減措置を設ける。

重度心身障害者医療については、対象を精神障害者手帳の1級にも広げる反面、特別障害者手当に準拠する所得制限や通院で1月あたり500円の自己負担を導入するなどの内容。

旧おひさまハウスに移動した
地域包括支援センターでの相談風景

建設経済委員会

委員長　坂本好教

委員会では条例制定2件、市道路線の認定変更1件について、全員賛成にて可決し、補正予算2件、損害賠償の額を定め、和解することについては、賛成多数にて可決した。

筑後市水路工事等受益者分担金徴収条例制定については、水路等の工事により特に利益を受ける地区団体等に対し、工事の一部に充てるため、分担金を賦課徴収するため定めるもの。

市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、老朽化に伴う山ノ前団地、一楽団地の入居者の住み替えが、完了した事による、両団地の用途廃止である。

補正予算中、老人福祉費250万円は、中牟田公民館のトイレ改修補助金である。今後もコミュニティ助成事業補助金は公民館のトイレ改修に充てる予定。

委員より空き家が、中学生の非行の原因になるのではとの質問に、7月にも解体の工事発注をしたいと答弁があった。

損害賠償の額を定め、和解することについては、井原堤水辺公園事故に係る損害賠償請求訴訟に関し、福岡地方裁判所の和解勧告に従い、議会の議決を求めるもの。委員より、事故当時の状況、保護者の過失の割合等の質問に、保護者の責任の度合も十分に考慮されている一方、公園としての利用促進を市のホームページ等で広く知らせている事等を考慮し、和解勧告に応じたいとの答弁があった。

取り壊しが決まっている山ノ前団地